

子どもの貧困

— 困難を抱えた子どもの自立支援を通して見えてくるもの —

虐待などの理由により保護者の下から離れ、全国585か所の児童養護施設で育つ子どもは、約3万人に上ります。

これらの子どものうち、中学校卒業後、進学をしない子ども、高校を中途退学した子どもは、18歳に満たない年齢で児童養護施設からの退所を余儀なくされます。

このような子どもたちのセーフティネットとして児童自立援助ホームが設立され、日常生活上の援助・生活指導、就職のための支援をしています。

一方、高校を卒業することができた子どもたちも卒業と同時に養護施設を退所し、ほとんどが一人暮らしを始めることになります。

養護施設を退所した子どもたちに共通するのは、帰る家がないこと、家族を頼ることができないこと、生きていくためには自分が働かなければならないことです。

そのため、子どもたちは、施設退所後、様々な問題に直面せざるを得ません。

アパートを借りるにも保証人が確保できず、生活上の悩みがあっても相談すべき相手はおらず、生活費に困っても頼るべき親はいないというのが実情です。

また、中卒・高校中退という学歴で自立援助ホームに入所した子どもは、そのままの学歴で退所して行くのが実情で、働くうえでの大きなハンディを背負うことになります。

アルバイト・パート・非正規という雇用形態では一向に就職先の選択肢は拡がらず、収入が増えなければ生活の破綻は目に見えています。

このような子どもたちを「自己責任」の名の下に切り捨てることは許されません。

すべての子どもは個人として尊重され(憲法13条)、健康で文化的な生活を送る権利(憲法25条)が保障されなければなりません。

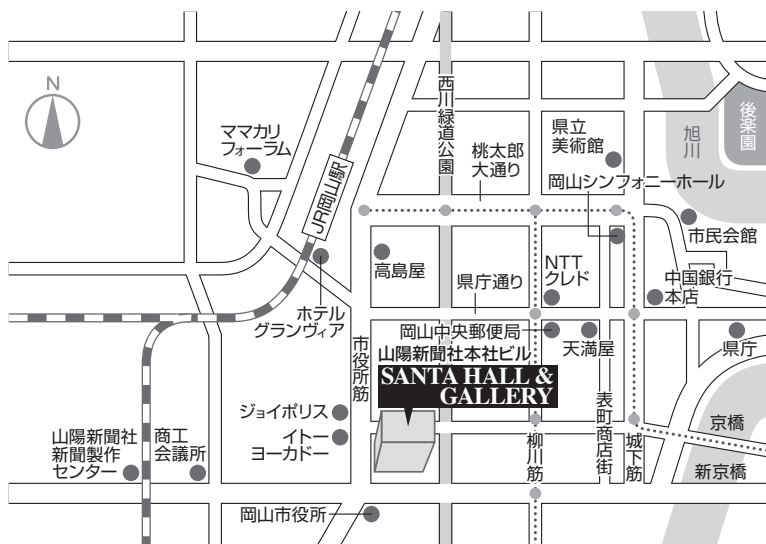
大きなハンディを背負った子どもたちが、自立を目指すスタートラインで等しくスタートを切ることができるためには、ハンディを解消するための社会的支援が必要です。

この問題に取り組むことは、人権擁護を使命とする弁護士の使命(弁護士法1条)であります。

このシンポジウムを通じ、施設を退所して一人暮らしを始める子どもたちの実情、自立の困難さ、自立支援のために何が必要なのか等について、講師・パネリストとともに考えたいと思います。



会場周辺地図とアクセス



【会場】
〒700-8634 岡山市北区柳町2-1-1
山陽新聞社本社ビル1階
さん太ホール

【アクセス】
● JR岡山駅から徒歩15分(市役所筋を南へ下る)
● 路線バス5分(「山陽新聞社前」下車)

公共交通機関をお使い下さい。

【お問い合わせ先】
086-223-4401
(岡山弁護士会)